

第9回 草津市地域公共交通活性化再生協議会 次 第

日時：平成25年5月28日（火） 16：00～

場所：草津市まちづくりセンター 301会議室

1 開 会

2 挨 拶 会長 草津市副市長 平沢 克俊

3 議 事

議第1号 生活交通ネットワーク計画の策定について

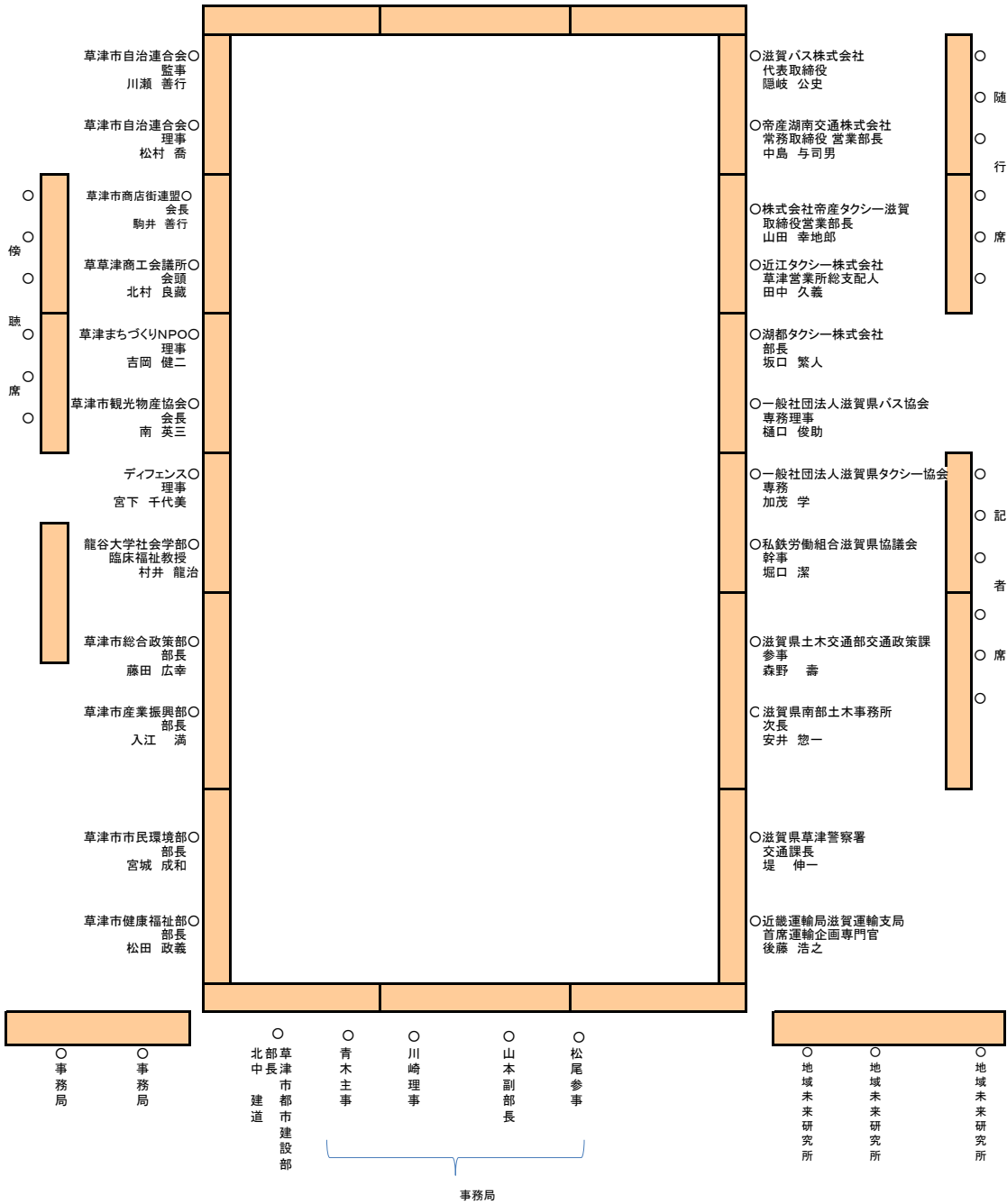
4 閉 会

草津市地域公共交通活性化再生協議会委員名簿

(平成25年4月1日現在)

	役 職	分 野	氏 名	備 考
1	会長	草津市職員	平 沢 克 俊	草津市副市長
2	2号委員	一般乗合	堤 喜 雄	近江鉄道株式会社 運輸本部 自動車部長
3	2号委員	一般乗合	隠 岐 公 史	滋賀バス株式会社 代表取締役
4	2号委員	一般乗合	中 島 与司男	帝産湖南交通株式会社 常務取締役 営業部長
5	2号委員	一般乗用	山 田 幸地郎	株式会社帝産タクシー滋賀 取締役営業部長
6	2号委員	一般乗用	田 中 久 義	近江タクシー株式会社 草津営業所総支配人
7	2号委員	一般乗用	坂 口 繁 人	湖都タクシー株式会社 部長
8	2号委員	バス協会	樋 口 俊 助	一般社団法人 滋賀県バス協会 専務理事
9	2号委員	タクシー協会	加 茂 学	一般社団法人 滋賀県タクシー協会 専務
10	2号委員	運転者団体	堀 口 潔	私鉄労働組合滋賀県協議会 幹事
11	2号委員	運転者団体	平 野 剛	西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部京都支社地域共生室 室長
12	2号委員	道路管理者（県）	安 井 惣 一	滋賀県南部土木事務所 次長
13	3号委員	住民・旅客（障害者）	前 野 奨	（特活）滋賀県脊髄損傷者協会 常務理事
14	3号委員	住民・旅客（高齢者）	山 本 伊三夫	草津市老人クラブ連合会理事
15	3号委員	住民・旅客（自治会）	川 瀬 善 行	草津市自治連合会監事
16	3号委員	住民・旅客（自治会）	中 村 栄 一	草津市自治連合会理事
17	4号委員	所轄運輸行政	後 藤 浩 之	近畿運輸局滋賀運輸支局 首席運輸企画専門官
18	5号委員	広域交通行政	森 野 壽	滋賀県土木交通部交通政策課参事
19	5号委員	所轄交通警察	堤 伸 一	滋賀県草津警察署交通課長
20	5号委員	学識経験者	塚 口 博 司	立命館大学理工学部 都市システム工学科教授
21	5号委員	関係団体（商業）	駒 井 喜 行	草津市商店街連盟 会長
22	5号委員	関係団体（工業）	北 村 良 藏	草津商工会議所 会頭
23	5号委員	関係団体（中活）	吉 岡 健 二	（特活）草津まちづくりNPO 理事
24	5号委員	関係団体（観光）	南 英 三	草津市観光物産協会 会長
25	5号委員	関係団体（NPO活動）	宮 下 千代美	（特活）ディフェンス 理事
26	5号委員	学識経験者	村 井 龍 治	龍谷大学社会学部臨床福祉学科 教授
27	1号委員	草津市職員	藤 田 広 幸	草津市総合政策部長
28	1号委員	草津市職員	松 田 政 義	草津市健康福祉部長
29	1号委員	草津市職員	宮 城 成 和	草津市市民環境部長
30	1号委員	草津市職員	北 中 建 道	草津市都市建設部長
31	1号委員	草津市職員	入 江 満	草津市産業振興部長
	事務局	草津市都市建設部	川 崎 周太郎	草津市都市建設部交通政策・景観担当理事
			山 本 憲 一	草津市都市建設部交通政策・景観担当副部長
			松 尾 俊 彦	交通政策課参事
			青 木 亮 太	交通政策課主事

運輸近
本江
部鉄
自道
堤動
喜車
雄部
長会
社
○



生活交通ネットワーク計画（案）

（地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統関係）

【策定年月日】平成 25 年 5 月●日

【策定団体名】草津市

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性（自由記述）

1.1. 目的

○草津市の課題であるバス交通空白地・不便地の解消、高齢者や障害者等の移動制約者に対する生活交通の確保等に加え、地球温暖化防止や中心市街地活性化を目的として、まめバス（4 路線 8 系統）を運行する。

1.2. 必要性

○草津市では、現在、民間バス事業者 3 者により路線バスが運行されているが、自家用車の普及等に伴い利用者が減少しており、今後、便数の削減や路線の廃止などサービス水準の低下が懸念される。

○一方で、草津市では、高齢化が進展しており、自家用車の運転が困難な高齢者や障害者等の移動手段として、バス交通の重要性が高まっていくことが予想される。

○また、草津市内には、路線バスが運行していない、または運行回数が少ないバス交通空白地・不便地が散在しており、これらの地域の解消が大きな課題となっている。

○これらの状況を踏まえ、市民の日常生活における移動手段を確保するため、新たな交通手段の導入が必要不可欠となっている。

○なお、草津市では、草津市地域公共交通総合連携計画に基づき、新たな交通手段の導入効果の測定を目的として、平成 21～24 年度にまめバス（最大 9 路線 16 系統）の実証運行を行い、収支率が目標値（25%）を上回った 4 路線 7 系統が平成 25 年 10 月から本格運行に移行している。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果（自由記述）

2.1. 定量的な目標

○本計画は、利便性の向上による利用者の増加や、効率的な運行による運行経費の圧縮を図ることで、目標とする収支率を段階的に上げていき、当面の目標値として収支率 25%を目標値とする。

2.2. 効果

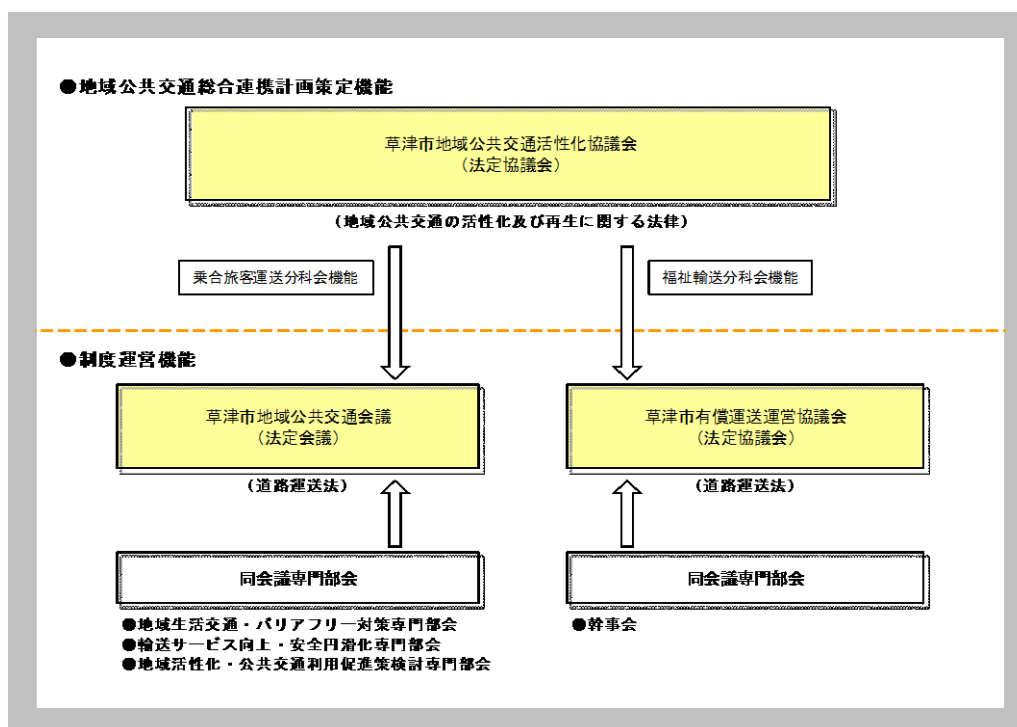
○本計画の実行により、バス交通空白地・不便地が解消されるとともに、高齢者や障害者等の交通弱者に対する生活交通が確保される。

○また、中心市街地や医療施設へのアクセス利便性、既存の路線バスや JR 駅との乗り換え利便性が向上する。

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（表 1）
 - 3.1. 運行系統の概要
 - ・別添「表 1」及び「路線図」を参照
 - 3.2. 運行予定者
 - ・別添「表 1」を参照
4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（表 2）
 - ・別添「表 2」を参照
5. 別表 4 の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要（表 3）
 - ・地域内フィーダー系統であるため記載なし
6. 別表 4 の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準じる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧（表 4）
 - ・地域内フィーダー系統であるため記載なし
7. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要（表 5）
 - ・別添「表 5」を参照
8. 車両の取得に係る目的・必要性（自由記述）
 - ・車両を購入しないため記載なし
9. 車両の取得に係る定量的な目標・効果（自由記述）
 - ・車両を購入しないため記載なし
10. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額（表 6 及び表 7）
 - ・車両を購入しないため記載なし

11. 協議会の開催状況と主な議論（自由記述）

■草津市公共交通活性化再生協議会の構成図



■草津市地域公共交通活性化再生協議会の開催状況と主な議論

	日時	主な議論
第1回	H20.1.31	○職務代理者の選任について ○草津市地域公共交通総合連携計画の策定について ○各分科会への付託事項について
第2回	H21.1.19	○草津市地域公共交通活性化再生協議会規約案ならびに諸規程案について ○役員の選任について ○平成20年度事業報告について ○平成21年度事業計画案及び平成21年度収支予算案について
第3回	H22.2.23	○草津市地域公共交通総合連携計画(案)について ○草津市地域公共交通活性化再生総合事業計画(案)について ○平成21年度事業報告について ○平成21年度予算の補正について ○平成22年度予算について
第4回	H22.11.24	○平成21年度決算について
第5回	H23.3.23	○平成23年度予算について
第6回	H23.7.28	○平成22年度決算について
第7回	H24.2.20	○平成24年度事業計画及び予算について
第8回	H24.8.3	○平成23年度事業報告について ○平成23年度決算について

■草津市地域公共交通会議の開催状況と主な議論

	日時	主な議論
第1回 全体会	H20. 1. 31	○委員長及び職務代理者の選任について ○付託事項審議「草津市の乗合旅客運送の現状と課題について」
第2回 全体会	H20. 3. 26	○持続可能な公共交通システムについて
第3回 全体会	H20. 6. 20	○草津市の公共交通に関する現状と課題についてのまとめ ○専門部会の設置について
第1回 専門部会	H20. 9. 3-4	○利用拡大に向けた旅客輸送サービスの質的向上の方策について ○利用拡大に向けた旅客輸送サービスの安全円滑化の方策について ○持続可能な地域生活交通確保の方策について ○車両・施設のバリアフリー化にかかる重点整備について ○各種まちづくりの課題における公共交通の位置づけについて ○企業・団体の社会貢献活動との連携による公共交通利用促進策について
第2回 専門部会	H20. 10. 14 -15	○部会検討課題の整理、対応策の検討
第4回 全体会	H20. 11. 12	○各専門部会における課題検討結果の報告について ○対策案にかかる公共交通活性化の基本方向について
第5回 全体会	H21. 1. 19	○対策案にかかる公共交通活性化の基本方向について ○方向検証のための社会実験案について
第6回 全体会	H21. 3. 2	○社会実験案について 他
第7回 全体会	H21. 6. 5	○社会実験（実証運行）の運行計画案について 他
第8回 全体会	H21. 10. 19	○小型バス実証運行の詳細について 他
第9回 全体会	H22. 2. 17	○実証運行路線の道路法第4条許可申請について ○草津市地域公共交通総合連携計画原案について
第10回 全体会	H22. 5. 17	○実証運行の調査報告について ○実証運行の有料化について
第11回 全体会	H22. 11. 24	○実証運行事業に関する報告 ○今後のスケジュールについて ○まめバス実証運行運賃の改定について ○まめバス実証運行路線再編の方針について ○高齢運転者等専用駐車区間制度の実施について
第12回 全体会	H23. 1. 12	○実証運行事業に関する報告 ○まめバス実証運行運賃の改定について ○まめバス実証運行路線再編について ○自己評価について ○山田学区ワークショップの開催について

次頁に続く

	日時	主な議論
第 13 回 全体会	H23. 3. 23	○アンケート調査報告書について ○今後の路線見直しについて ○山田学区ワークショップについての報告
第 14 回 全体会	H23. 6. 1	○本格運行に向けたまめバス検討について ○第 2 回山田学区ワークショップについての報告 ○その他
第 15 回 全体会	H23. 7. 28	○今後のまめバス運行形態について ○今後のスケジュールについて
第 16 回 全体会	H23. 10. 15	○公共交通の状況について ○今後のまめバスの運行形態について ○今後のスケジュールについて
第 17 回 全体会	H23. 12. 22	○現在のまめバス運行について ○平成 24 年度のまめバス運行について
第 18 回 全体会	H24. 2. 20	○現在のまめバス運行について ○平成 24 年度のまめバス運行について
第 19 回 全体会	H24. 6. 15	○平成 23 年度のまめバス運行について ○平成 24 年度のまめバス運行について
第 20 回 全体会	H24. 8. 3	○平成 24 年度のまめバス運行について ○南笠東わんぱくプラザ参加について
第 21 回 全体会	H24. 11. 27	○平成 24 年度のまめバス運行について ○平成 25 年度のまめバス運行について ○新たな割引制度について
第 22 回 全体会	H25. 2. 22	○平成 24 年度のまめバス運行について ○平成 25 年度のまめバス運行について

■草津市有償運送運営協議会の開催状況と主な議論

	日時	主な議論
第 1 回	H20. 2. 1	○会長及び職務代理者の選任について ○公共交通システムの中で果たすべき福祉有償運送の役割について
第 2 回	H20. 3. 19	○福祉有償運送の協議基準について
第 3 回	H20. 6. 3	○草津市福祉有償運送ガイドラインの確定について ○福祉有償運送を含む福祉輸送サービス供給に関する課題について
第 4 回	H20. 10. 21	○法 79 条登録申請にかかる審査 ○地域公共交通総合連携素案策定に関する意見聴取
第 5 回	H21. 2. 17	○法 79 条登録申請にかかる審査
第 6 回	H22. 8. 27	○会長ならびに職務代理者の選任について ○法 79 条登録申請にかかる審査
第 7 回	H23. 2. 21	○法 79 条登録申請にかかる審査
第 8 回	H24. 4. 5	○法 79 条登録申請にかかる審査
第 9 回	H24. 5. 22	○法 79 条登録申請にかかる審査

12. 利用者等の意見の反映状況

○実証運行時に実施した市民アンケート調査及び利用者アンケート調査や地域住民とのワークショップにより市民の意見収集を図ったほか、本計画について住民代表を含む法定協議会で協議を行っており、利用者等の意見を十分に反映している。

13. 協議会メンバーの構成

■草津市地域公共交通活性化再生協議会のメンバー構成（平成 24 年 4 月 1 日現在）

役職	分野	氏名	備考
会長	草津市職員	平沢 克俊	草津市副市長
2 号委員	一般乗合	堤 喜雄	近江鉄道株式会社 運輸本部 自動車部長
2 号委員	一般乗合	隠岐 公史	滋賀バス株式会社 代表取締役
2 号委員	一般乗合	中島 与司男	帝産湖南交通株式会社 常務取締役 営業部長
2 号委員	一般乗用	山田 幸地郎	株式会社帝産タクシー滋賀 取締役営業部長
2 号委員	一般乗用	田中 久義	近江タクシー株式会社 草津営業所総支配人
2 号委員	一般乗用	浅川 俊彦	湖都タクシー株式会社 部長
2 号委員	バス協会	樋口 俊助	（社団）滋賀県バス協会 専務理事
2 号委員	タクシー協会	加茂 学	一般社団法人 滋賀県タクシー協会 専務
2 号委員	運転者団体	堀口 潔	私鉄労働組合滋賀県協議会 幹事
2 号委員	運転者団体	平野 剛	西日本旅客鉄道株式会社近畿統括本部京都支社地域共生室 室長
2 号委員	道路管理者（県）	安井 惣一	滋賀県南部土木事務所 次長
3 号委員	住民・旅客（障害者）	前野 奨	（特活）滋賀県脊髄損傷者協会 常務理事
3 号委員	住民・旅客（高齢者）	山本 伊三夫	草津市老人クラブ連合会理事
3 号委員	住民・旅客（自治会）	川瀬 善行	草津市自治連合会監事
3 号委員	住民・旅客（自治会）	中村 栄一	草津市自治連合会理事
4 号委員	所轄運輸行政	後藤 浩之	近畿運輸局滋賀運輸支局首席運輸企画専門官
5 号委員	広域交通行政	城居 弥寿彦	滋賀県土木交通部交通政策課参事
5 号委員	所轄交通警察	吉井 弘明	滋賀県草津警察署交通課長

次頁に続く

役職	分野	氏名	備考
5号委員	学識経験者	塚口 博司	立命館大学理工学部 都市システム工学科教授
5号委員	関係団体(商業)	駒井 喜行	草津市商店街連盟 会長
5号委員	関係団体(工業)	北村 良藏	草津商工会議所 会頭
5号委員	関係団体(中活)	吉岡 健二	(特活) 草津まちづくりNPO 理事
5号委員	関係団体(観光)	南 英三	草津市観光物産協会 会長
5号委員	関係団体(NPO活動)	宮下 千代美	(特活) ディフェンス 理事
5号委員	学識経験者	村井 龍治	龍谷大学社会学部臨床福祉学科 教授
1号委員	草津市職員	藤田 広幸	草津市総合政策部長
1号委員	草津市職員	松田 政義	草津市健康福祉部長
1号委員	草津市職員	宮城 成和	草津市市民環境部長
1号委員	草津市職員	浅見 善廣	草津市都市建設部長
1号委員	草津市職員	進藤 良和	草津市産業振興部長

※1号委員：市職員

※2号委員：市に営業区域が存する公共交通事業者、関係団体、道路管理者その他連携計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者が指名する者

※3号委員：市民または市内交通の利用者

※4号委員：近畿運輸局滋賀運輸支局長が指名する職員

※5号委員：滋賀県警察、学識経験者その他の協議会の運営上必要と認められる者

■草津市地域公共交通会議のメンバー構成（平成24年4月1日現在）

役職	分野	氏名	備考
2号委員	一般乗合	堤 喜雄	近江鉄道株式会社 運輸本部 自動車部長
2号委員	一般乗合	隠岐 公史	滋賀バス株式会社 代表取締役
2号委員	一般乗合	中島 与司男	帝産湖南交通株式会社常務取締役 営業部長
3号委員	一般乗用	山田 幸地郎	株式会社帝産タクシー滋賀 取締役営業部長
3号委員	一般乗用	田中 久義	近江タクシー株式会社 草津営業所総支配人
3号委員	一般乗用	浅川 俊彦	湖都タクシー株式会社 部長
4号委員	バス協会	樋口 俊助	(社団) 滋賀県バス協会 専務理事
5号委員	タクシー協会	加茂 学	一般社団法人 滋賀県タクシー協会 専務
6号委員	住民・旅客(自治会)	川瀬 善行	草津市自治連合会監事

次頁に続く

役職	分野	氏名	備考
6号委員	住民・旅客(自治会)	中村 栄一	草津市自治連合会理事
6号委員	住民・旅客(障害者)	前野 奨	(特活) 滋賀県脊髄損傷者協会 常務理事
6号委員	住民・旅客(高齢者)	山本 伊三夫	草津市老人クラブ連合会理事
7号委員	所轄運輸行政	後藤 浩之	近畿運輸局滋賀運輸支局首席運輸企画専門官
8号委員	運転者団体	堀口 潔	私鉄労働組合滋賀県協議会 幹事
9号委員	道路管理者(県)	安井 惣一	滋賀県南部土木事務所 次長
9号委員	広域交通行政	城居 弥寿彦	滋賀県土木交通部交通政策課参事
9号委員	所轄交通警察	吉井 弘明	滋賀県草津警察署交通課長
9号委員	学識経験者	塚口 博司	立命館大学理工学部都市システム工学科教授
9号委員	関係団体(鉄道)	平野 剛	西日本旅客鉄道株式会社近畿統括本部京都支社地域共生室 室長
9号委員	関係団体(工業)	北村 良藏	草津商工会議所 会頭
9号委員	関係団体(商業)	駒井 喜行	草津市商店街連盟 会長
9号委員	関係団体(中活)	吉岡 健二	(特活) 草津まちづくりNPO 理事
9号委員	関係団体(観光)	南 英三	草津市観光物産協会 会長
9号委員	関係団体(NPO活動)	宮下 千代美	(特活) ディフェンス 理事
1号委員	草津市職員	浜田 恭輝	草津市産業振興部副部長(総括)
1号委員	草津市職員	山田 毅	草津市市民環境部副部長(総括)
1号委員	草津市職員	清水 清之	草津市健康福祉部副部長(総括)
1号委員	草津市職員	北中 建道	草津市都市建設部副部長(総括)

※1号委員：市職員

※2号委員：市に営業区域が存する一般乗合旅客自動車運送事業者が指名する者

※3号委員：市に営業区域が存する一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者が指名する者

※4号委員：社団法人滋賀県バス協会が指名する者

※5号委員：社団法人滋賀県タクシー協会が指名する者

※6号委員：市民または市内交通の利用者

※7号委員：近畿運輸局滋賀運輸支局長が指名する職員

※8号委員：一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体が指名する者

※9号委員：道路管理者、滋賀県警察、学識経験者その他の交通会議の運営上必要と認められる者

■草津市有償運送運営協議会のメンバー構成（平成 24 年 4 月 1 日現在）

役職	分野	氏名	備考
2 号委員	一般乗用	山田 幸地郎	株式会社帝産タクシー滋賀 取締役営業部長
2 号委員	一般乗用	田中 久義	近江タクシー株式会社 草津営業所総支配人
2 号委員	一般乗用	浅川 俊彦	湖都タクシー株式会社 部長
2 号委員	タクシー協会	加茂 学	一般社団法人滋賀県タクシー協会 専務理事
3 号委員	住民・旅客（高齢）	山本 伊三夫	草津市老人クラブ連合会 理事
3 号委員	住民・旅客（障害）	垣見 節子	滋賀自立生活センター 代表
4 号委員	所轄運輸行政	後藤 浩之	近畿運輸局滋賀運輸支局首席運輸企画専門官
5 号委員	運転者団体	村西 均	滋賀県タクシー労働組合連絡協議会 議長
6 号委員	福祉有償運送	山田 貴子	特定非営利活動法人 NPO 子どもネットワークセンター天気村 代表
7 号委員	学識経験者	村井 龍治	龍谷大学社会学部臨床福祉学科教授
7 号委員	特定旅客	前野 奨	（特活）滋賀県脊髄損傷者協会 常務理事 障がい者サポートセンタースマイルフレンズ 所長
7 号委員	関係団体	中村 良治	草津市社会福祉協議会 常務理事
7 号委員	関係団体	筒井 光雄	草津市コミュニティ事業団 理事兼事務局長
1 号委員	草津市職員	馬場 和一	草津市まちづくり協働部副部長（総括）
1 号委員	草津市職員	清水 清之	草津市健康福祉部副部長（総括）
1 号委員	草津市職員	明石 芳夫	草津市健康福祉部副部長（高齢者担当）
1 号委員	草津市職員	北中 建道	草津市都市建設部副部長（総括）

※1 号委員：市職員

※2 号委員：市に営業区域が存するバス事業者、タクシー事業者その他の一般旅客自動車運送事業者およびその組織する団体が指名する者

※3 号委員：市民または市域における自家有償旅客運送の利用が想定される者

※4 号委員：近畿地方運輸局滋賀運輸支局長が指名する職員

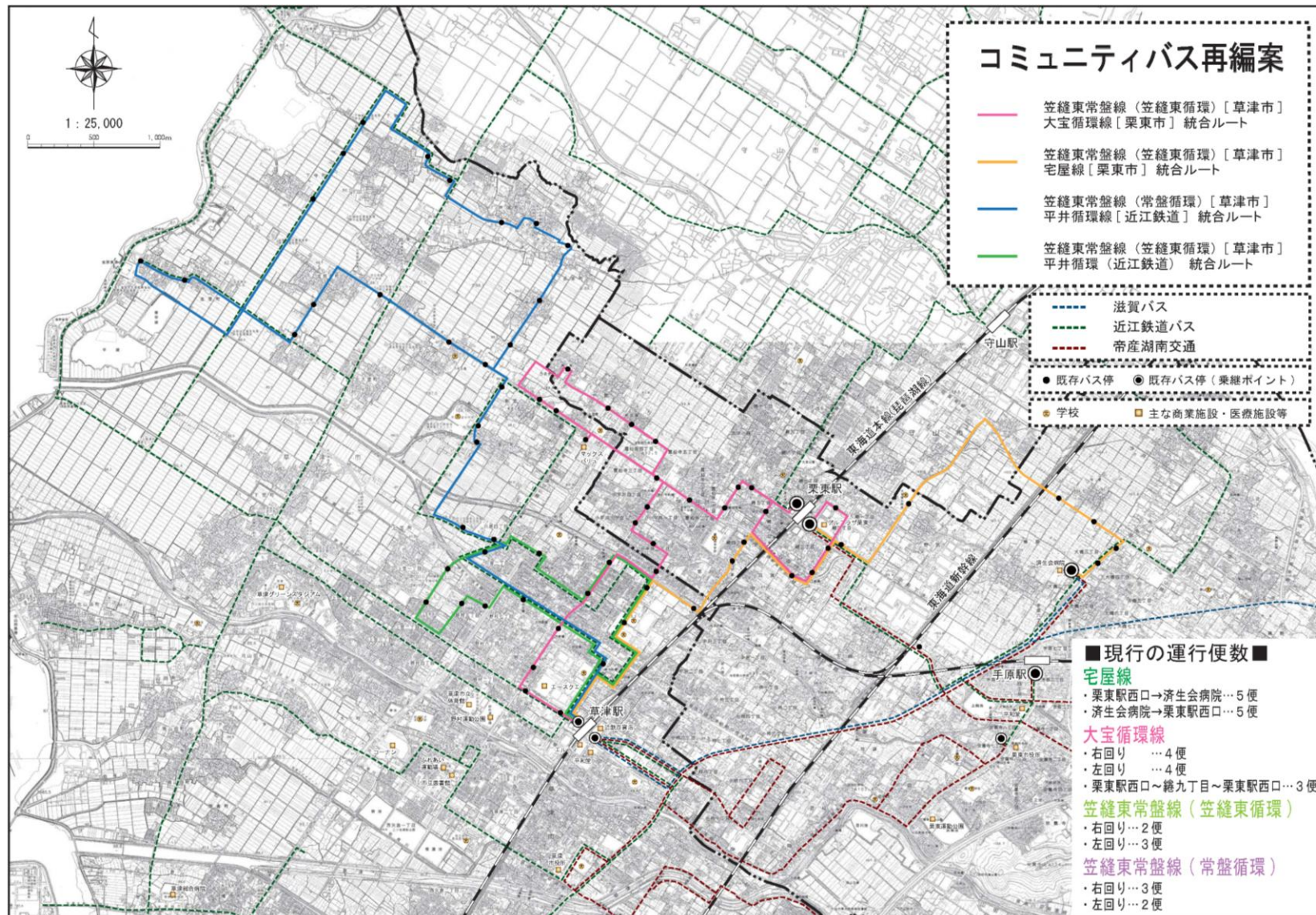
※5 号委員：一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体が指名する者

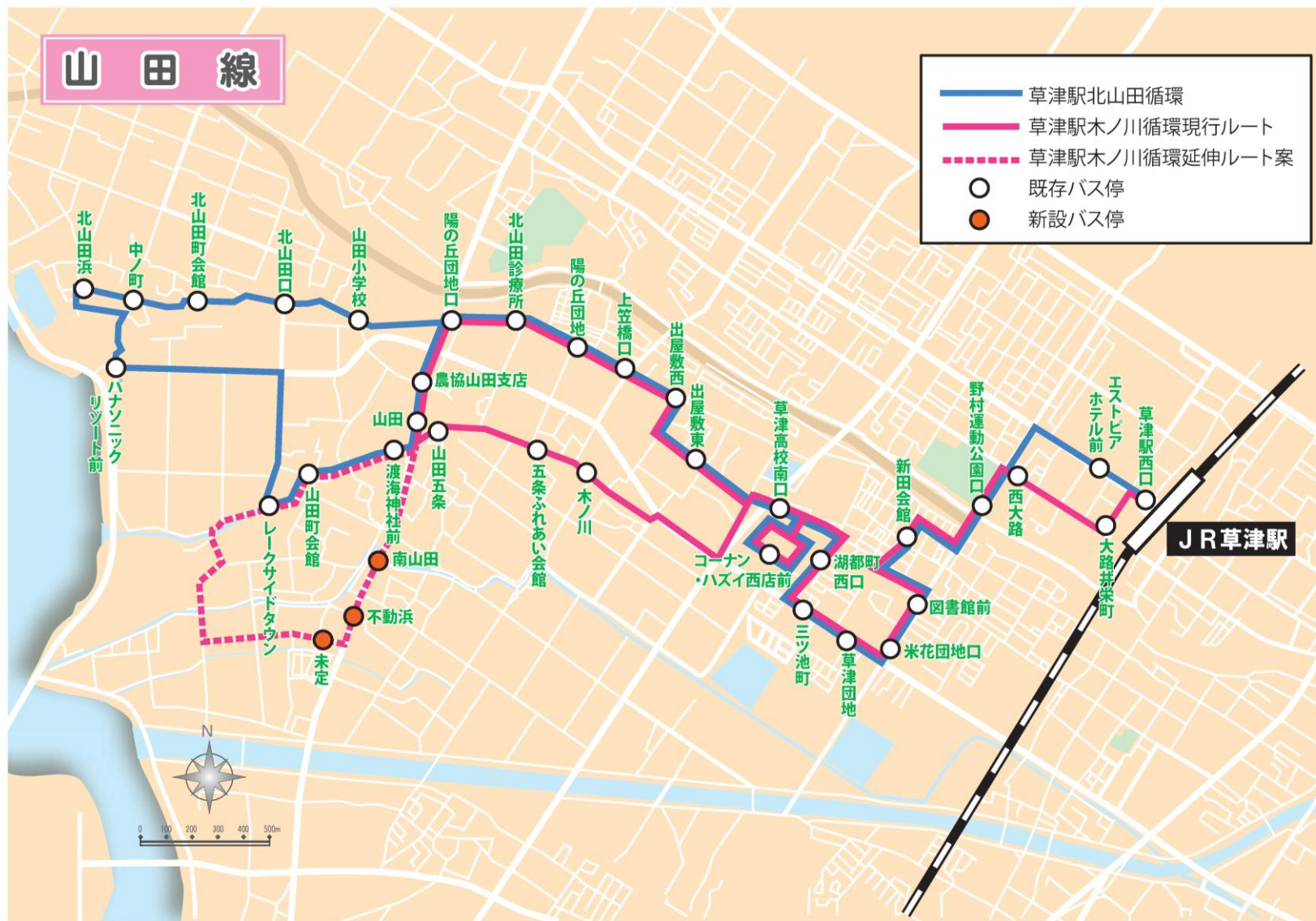
※6 号委員：現に福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等の団体に所属する者のうちその代表者が指名する者

※7 号委員：学識経験者その他市長が必要と認める者

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

都道府県 (市区町村)	運行 予定者名	運行 系統名	地域間幹線／ 地域内フィー ダーの別	確保維持事業 に要する 国庫補助額 (千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準ロで該 当する要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 と接続確保策	基準二で該 当する要件
滋賀県草津市	近江鉄道(株)	常盤循環	地域内フィーダー		①	地域間幹線系統と 接続	①
滋賀県草津市 ・栗東市	近江鉄道(株)	大宝循環	地域内フィーダー		①	地域間幹線系統と 接続	①
滋賀県草津市 ・栗東市	近江鉄道(株)	宅屋循環	地域内フィーダー		①	地域間幹線系統と 接続	①
滋賀県草津市	近江鉄道(株)	笠縫東循環	地域内フィーダー		①	地域間幹線系統と 接続	①
滋賀県草津市	近江鉄道(株)	草津駅北山田 循環	地域内フィーダー		①	地域間幹線系統と 接続	①
滋賀県草津市	近江鉄道(株)	草津駅木ノ川 循環	地域内フィーダー		①	地域間幹線系統と 接続	①
滋賀県草津市	(株)帝産観光 バス滋賀	商店街循環	地域内フィーダー		①	地域間幹線系統と 接続	①
滋賀県草津市	(株)帝産観光 バス滋賀	草津駅医大 (仮称)	地域内フィーダー		①	地域間幹線系統と 接続	①





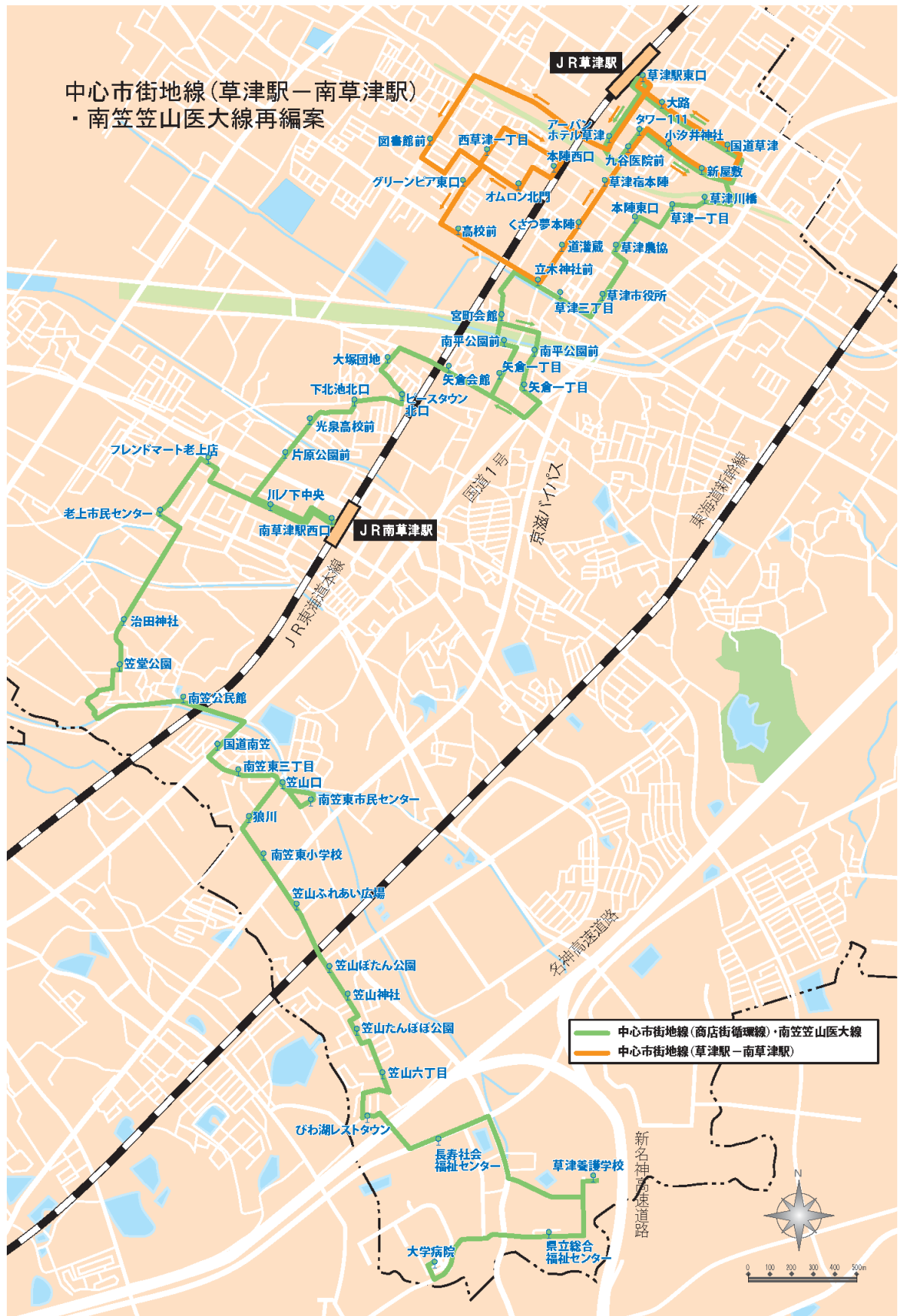


表 5 地域公共交通確保維持事業に行う地域の概要

市町村名	滋賀県草津市
------	--------

(単位：人)

	人 口
人口集中地区以外	41,781
交通不便地域	

交通不便地域の内訳

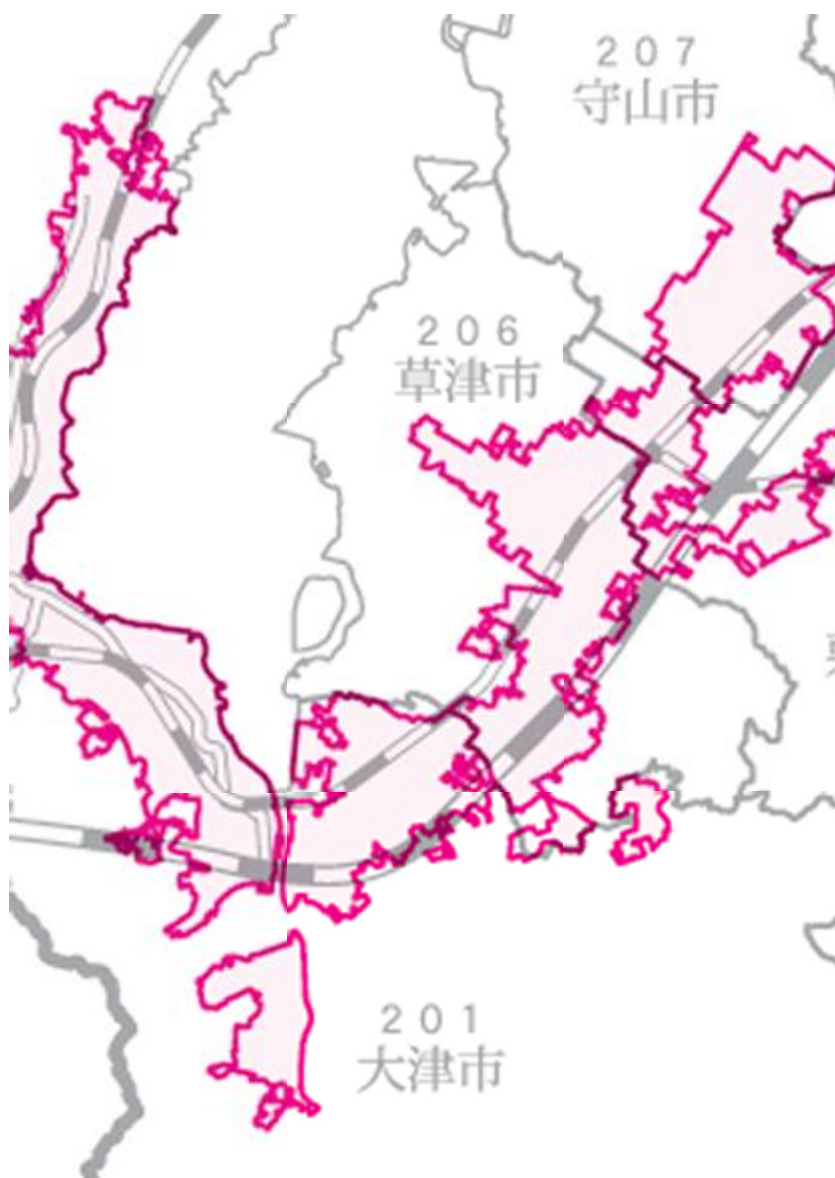
人口	対象地区	根拠法

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域（過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。）、離島振興法に基づく離島促進対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山林振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が（3.）に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図



縮 尺 1:432,000
scale

凡 例 Legend

- 人口集中地区 Densely Inhabited District
- 市 町 村 界 Boundary of Shi,Machi or Mura
- 新 幹 線 Shinkansen
- J R 線 Japanese Railways
- 私 鉄 線 Private Railways
- 201 市町村番号 Code for Shi,Machi and Mura

各人口集中地区の境界は、縮尺の大きい基本図上で画定したものを5万分の1地形図上に描いたものであるため、必ずしも基本図上のものと一致しない場合がある。